

証券コード 1491

2025年6月11日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
中 外 鋳 業 株 式 会 社
代表取締役社長 西 元 丈 夫

第133回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第133回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.chugaikogyo.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスしていただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」を選択していただき、「IRニュース」欄よりご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1491/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「中外鋳業」又は「コード」に当社証券コード「1491」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年 6 月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目 3 番 1 号 幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター ホール12E（12階）
※昨年と違う会場となっておりますのでご注意ください。
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
- 報 告 事 項
1. 第133期（2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第133期（2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

＜会社提案（第 1 号議案から第 5 号議案）＞

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 株式併合の件
第 3 号議案 定款一部変更の件
第 4 号議案 取締役 1 名選任の件
第 5 号議案 会計監査人選任の件

＜株主提案（第 6 号議案から第18号議案）＞

- 第 6 号議案 全役員解任の件
第 7 号議案 剰余金の処分の件
第 8 号議案 中外鉱業株式会社が静岡県伊豆市に保有する持越金山の採掘再開準備の件
第 9 号議案 取締役 1 名選任の件
第10号議案 取締役 1 名選任の件
第11号議案 監査役 1 名選任の件
第12号議案 取締役 1 名選任の件
第13号議案 取締役 1 名選任の件
第14号議案 監査役 1 名選任の件
第15号議案 取締役 1 名選任の件
第16号議案 取締役 1 名選任の件
第17号議案 取締役 1 名選任の件
第18号議案 取締役 1 名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、第1号議案から第5号議案については賛成の表示、第6号議案から第18号議案については反対の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

5. 電子提供措置事項（交付書面省略事項）について

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

- ・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役会および会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

[illegible]

第6号議案から第18号議案は一部の株主からの共同提案によるものであります。
当社取締役会はこの議案に反対しております。
詳細につきましては42頁から67頁をご参照ください。

会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、
下図のようにご記入ください。

会 社 提 案				
第1号 議 案	第2号 議 案	第3号 議 案	第4号 議 案	第5号 議 案
賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否

[illegible]

ご注意／無効票

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株主提案である第7号議案「剰余金の処分の件」は、会社提案である第1号議案「剰余金の処分の件」の対案であるため、第1号議案と第7号議案は両立しない関係にあります。

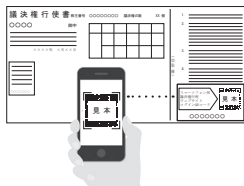
したがいまして、書面により、第1号議案に賛成、かつ、第7号議案に賛成する旨の議決権の行使をされた場合、または、書面により第1号議案につき賛否の表示をされず、かつ、第7号議案に賛成する旨の議決権行使をされた場合は、第1号議案および第7号議案への議決権の行使は無効としてお取り扱いいたしますのでご注意ください。よろしくお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

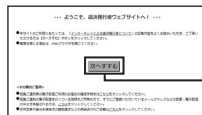
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

議決権行使のご案内

本定時株主総会における議案の要領と取締役会の意見につきましては、後記の「株主総会参考書類」（36頁～67頁）をご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

本定時株主総会においては、4名の株主様より株主提案が行われており（第6号議案から第18号議案）、当社取締役会はこれに反対しております。

詳細は後記の「株主総会参考書類」の42頁から67頁をご参照ください。

当社取締役会の意見にご賛同いただける株主様におかれましては、第1号議案から第5号議案に賛成、第6号議案から第18号議案に反対の議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、第1号議案から第5号議案については賛成、第6号議案から第18号議案については反対の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

●取締役選任議案の議決権行使について

当社定款第18条により取締役の員数は12名以内と定められており、現在すでに8名が任期中であるため、定員枠の余剰は4名となっています。そして、取締役1名が本定時株主総会の終結の時をもって辞任により退任されます。

したがって、株主提案・第6号議案（役員解任の件）において候補とされている任期中の取締役7名について、いずれもその解任が否決された場合には定員枠の余剰は5名となり、うち1名が解任された場合には定員枠の余剰は6名となり、以後、1名ずつ解任された役員の数が増加するごとに、定員枠の余剰が増加する関係にあり、7名全員が解任された場合に定員枠の余剰が12名となります。

これに対し、当社は、取締役1名の選任を提案しており（第4号議案）、また、株主から、取締役8名の選任の提案がなされています（第9号議案、第10号議案、第12号議案、第13号議案、第15号ないし第18号議案）。

よって、株主提案・第6号議案の採決の結果如何により、取締役選任議案における取締役候補者の数は、定款に定める定員枠の余剰数を超えることとなります。

そこで、取締役候補者の選任については、原則として、書面およびインターネットによる議決権行使を含め、過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者の数が、定員枠の余剰数を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い取締役候補者から順に、定員枠に満つるまでを上限として選任するものといたします。

●監査役選任議案の議決権行使について

当社定款第27条により監査役の員数は4名以内と定められており、現在すでに4名が任期中であります。したがって、株主提案・第11号議案（監査役1名選任の件）および第14号議案（監査役1名選任の件）は、第6号議案（役員解任の件）の採決の結果、監査役の定員枠に余剰が生じた場合にのみ適法な議案となります。

また、監査役候補者の選任については、原則として、書面およびインターネットによる議決権行使を含め、過半数のご賛同を得た監査役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者の数が、定員枠の余剰数を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い監査役候補者から順に、定員枠に満つるまでを上限として選任するものといたします。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善など社会・経済活動の正常化を背景に景気は緩やかな回復が続いたものの、不安定な世界情勢や円安による物価高、金融資本市場の変動リスク等、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、貴金属事業におきましては、金価格は、為替、金利の動向、地政学リスク等の影響を背景に歴史的な高値圏で推移いたしました。

業績については、原料集荷量が堅調に推移し工場稼働率が高水準を維持したことや、金価格の上昇が寄与し好調に推移いたしました。

機械事業におきましては、外需は中国向けの受注は底堅く推移したものの、内需においては中小企業を中心に設備投資を抑制する動きが継続しており、厳しい事業環境の下推移いたしました。

コンテンツ事業におきましては、人気タイトルや海外向けのグッズ販売が好調であったことから、業績は堅調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、1,623億45百万円（前連結会計年度比 42.7%増）となりました。

営業損益は、14億17百万円の利益（前連結会計年度は3億63百万円の利益）となりました。

経常損益は、12億38百万円の利益（前連結会計年度は2億51百万円の利益）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、12億18百万円の利益（前連結会計年度は2億18百万円の利益）となりました。

事業セグメント別の状況は次のとおりであります。

イ. 貴金属事業部門

貴金属事業におきましては、東京工場の金の生産量は、前期に比べ3.9%増加の6トン802キログラム（前期は6トン541キログラム）となりました。

営業拠点は、全国9店舗の営業体制を構築しております。

売上高は1,576億31百万円（前期は1,091億3百万円）、営業損益は10億43百万円の利益（前期は6億89百万円の利益）となりました。

ロ. 機械事業部門

機械事業におきましては、全国4支店において中古工作機械の販売を行っております。

各支店に常設の展示場を併設しており、マシニングセンタ、NC旋盤等各種工作機械をいつでも試運転できる状態を整え、営業展開を図っております。

売上高は7億96百万円（前期は7億64百万円）、営業損益は25百万円の利益（前期は53百万円の損失）となりました。

ハ、コンテンツ事業部門

コンテンツ事業におきましては、アニメ製作委員会や番組スポンサーへ参加し、市場のニーズに合った商品の企画・製作・販売を展開しております。

売上高は38億56百万円（前期は32億86百万円）、営業損益は8億64百万円の利益（前期は2億95百万円の利益）となりました。

事業セグメント別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	当連結会計年度 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)	増減 (百万円)	増減率 (%)
貴金属事業	157,631	109,103	48,528	44.5
機械事業	796	764	31	4.1
コンテンツ事業	3,856	3,286	569	17.3
その他	82	618	△535	△86.6
小計	162,366	113,773	48,593	42.7
セグメント間消去	△21	△14	△6	△42.8
合計	162,345	113,758	48,586	42.7

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、投資事業、太陽光発電による売電収入及び不動産賃貸収入を含んでおります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当企業集団の設備投資の総額は88百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、主に株式会社りそな銀行より運転資金及び設備資金として7億円55百万円を借入れております。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 130 期 (2022年3月期)	第 131 期 (2023年3月期)	第 132 期 (2024年3月期)	第 133 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高(百万円)	51,590	84,822	113,758	162,345
経 常 利 益(百万円)	509	648	251	1,238
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	546	398	218	1,218
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	1.89	1.38	0.76	4.23
総 資 産(百万円)	9,833	10,757	12,135	16,525
純 資 産(百万円)	7,067	7,177	7,107	8,182

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社インテックス	100百万円	99.97%	工作機械販売業、不動産取引業

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、賃上げによる個人消費の底上げやインバウンド需要の拡大等により景気は緩やかな成長が期待されるものの、長引く地政学的リスクや米国の関税政策、サプライチェーンの混乱による物価高騰等、事業を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が継続することが予想されます。

こうした状況の下、当社グループにおいては、引き続き貴金属需要が見込まれると想定しているものの、世界的なインフレの継続や日銀の金融政策の動向等、当社業績に与える影響は先行き不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況の下、当社グループは、「常在戦場」の意識を徹底させ会社の活性化を図り、収益力の向上および一般管理費の一層の削減を図ることにより、剰余金の配当額を生み出す収益体質の確立を目指してまいります。

① 貴金属事業

貴金属事業は、東京工場において、生産効率の高い金精製回収設備により金地金は月産800キログラム、プラチナは月産50キログラムの生産体制をそれぞれ整えております。

営業拠点は、全国9店舗の営業体制を構築しており、設備に見合う原料集荷、安定操業の維持に努めてまいります。

希少性の高い金は、地政学的リスクの高まりや国際情勢の不安定感から安全資産として更なる需要が見込まれることや、プラチナにおいても長期的視点では脱炭素を目指す水素社会において、電極触媒としての需要が見込まれることから、貴金属リサイクル事業はますます重要になると考えられます。

こうした状況の下、生産体制の強化の他、自社が運営するオークションの開催や、積極的な営業活動を行うことにより販路の拡大を図り、収益力の強化を目指してまいります。

② 機械事業

機械事業は、労働人口の減少や脱炭素化等、社会課題への対応は根強いニーズがあることや、半導体製造装置、エネルギー関連等、各種産業において設備投資の需要は回復されることが期待されるものの、米国の関税措置に伴う各国の対米輸出への影響や中国経済の低迷等、受注環境は先行き不透明な状況が続くと予想されます。

こうした状況の下、中古工作機械業界においても不確実性のある市場リスクに迅速に対応していけるよう、仕入および販路拡大の強化、在庫の適正化を行ない、収益力の増大に努めてまいります。

③ コンテンツ事業

コンテンツ事業は、アニメ・コミック・ゲーム市場やVTuberなどの新しいエンタメ形態の成長に伴い、推し活の市場規模は年々拡大傾向にあり、グッズ市場においては今後も需要は堅調に推移すると予想されます。

こうした状況の下、自社ECサイトでのグッズ販売や、商業施設やアミューズメント施設、スポーツ施設での協業施策、人気タイトルとタイアップしたコンセプトカフェの運営の他、アニメ、コミック、ゲーム等の枠にとどまらず、市場の需要に見合った商品開発、販売を行なうことで、より幅広い層の顧客の獲得を図り、収益力の増大を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

部 門	主 要 製 品 お よ び 事 業
貴 金 属 事 業 部 門	貴金属、美術工芸品の販売 金・銀・プラチナ・パラジウム等の生産販売 含金銀非鉄金属類の仕入販売 ダイヤモンドおよび宝飾品等の仕入販売
機 械 事 業 部 門	各種中古工作機械、鈑金機械等の仕入販売
コ ン テ ン ツ 事 業 部 門	玩具、遊戯用具の企画、設計、製造、販売 キャラクター商品の販売、卸業および企画・開発

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

事 業 所 名	所 在 地
本 社	東京都千代田区
貴 金 属 本 部	東京都台東区
東 京 営 業 本 部	東京都台東区
御 徒 町 支 店	東京都台東区
御 徒 町 南 口 支 店	東京都台東区
ル ビ ナ ス 本 店	東京都台東区
地 金 部	東京都台東区
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区
大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区
福 岡 支 店	福岡県福岡市中央区
東 京 工 場	東京都大田区
製 造 営 業 本 部	東京都千代田区 (注)
コ ン テ ン ツ 事 業	東京都港区

(注) 2024年10月をもって、製造営業本部は東京都台東区から東京都千代田区に移転しております。

② 子会社 株式会社インテックス

事 業 所 名	所 在 地
本 社	東京都千代田区
足 立 支 店	東京都足立区
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区
大 阪 支 店	大阪府東大阪市
高 崎 支 店	群馬県高崎市

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
貴金属事業	82 (12) 名	7名増 (3名増)
機械事業	11 (7) 名	1名増 (3名増)
コンテンツ事業	37 (25) 名	4名増 (1名増)
全社（共通）	20 (－) 名	2名減 (－)
合 計	150 (44) 名	10名増 (7名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数（アルバイト及びパートタイマーを含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
138 (37) 名	9名増 (4名増)	37歳4月	8年4月

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数（アルバイト及びパートタイマーを含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,837百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	471百万円
株 式 会 社 東 京 ス タ ー 銀 行	300百万円
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	108百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,158,900,000株
- ② 発行済株式の総数 289,747,982株
- ③ 株主数 37,834名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (百 株)	持 株 比 率 (%)
有 限 会 社 マ イ ネ ン	181,606	6.30
株 式 会 社 フ ェ ン テ	145,149	5.04
有 限 会 社 メ テ イ ス	135,175	4.69
株 式 会 社 プ レ サ ー ジ ュ	121,875	4.23
有 限 会 社 ラ イ デ ン シ ャ フ ト	119,544	4.15
株 式 会 社 C o l l c o	110,413	3.83
東 京 産 業 株 式 会 社	101,977	3.54
B O O C S ダイエット株式会社	100,756	3.50
株 式 会 社 ム ー ン ズ テ ィ ア	98,954	3.43
有 限 会 社 プ ラ フ ィ ッ ト	98,134	3.40

(注) 持株比率は自己株式（1,538,854株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 元 丈 夫	
取締役	佐々木 太 志	
取締役	小 原 淳 史	
取締役	田 中 義 朗	株式会社インテックス取締役
取締役	小 林 寿 嗣	株式会社インテックス代表取締役
取締役	菊 政 克 美	
取締役	内 田 雅 敏	弁護士
取締役	芳 永 克 彦	弁護士
常勤監査役	阿 部 守	
監査役	幣 原 廣	弁護士
監査役	水 谷 繁 幸	弁護士 グローバルセキュリティエキスパート 株式会社社外取締役 日本コロイド株式会社社監査役
監査役	佐 野 新 吾	税理士

- (注) 1. 取締役田中義朗氏は、当社の子会社である株式会社インテックスの取締役であります。
2. 取締役小林寿嗣氏は、当社の子会社である株式会社インテックスの代表取締役であります。
3. 取締役内田雅敏氏および芳永克彦氏は、社外取締役であります。
4. 監査役幣原廣氏、水谷繁幸氏、佐野新吾氏は、社外監査役であります。
5. 監査役佐野新吾氏は、税理士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役内田雅敏氏、芳永克彦氏、監査役幣原廣氏、水谷繁幸氏、佐野新吾氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
(1) 2024年6月27日開催の第132回定時株主総会において、菊政克美氏は取締役に選任され就任いたしました。
(2) 2024年6月27日開催の第132回定時株主総会において、佐野新吾氏は監査役に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令で定める範囲内である旨を定款に定めております。

これは、取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにすること、また、今後も社内外問わず広く適切な人材を確保できるようにすることを目的とするものであります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および子会社の取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

④ 役員の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について取締役会にて決議し定めております。

役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

基本報酬は金銭による月額固定制のみとし、業績連動報酬および自社株取得目的報酬等は支払っておりません。

基本報酬は、当社の状況、当該役員の役位、職務職責、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して算定しております。

b. 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2022年6月29日開催の第130回定時株主総会において決議された月額2,500万円以内（うち社外取締役300万円以内）を取締役報酬の限度額としております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。また、監査役報酬は同定時株主総会において月額500万円以内（うち社外監査役250万円以内）を監査役報酬の限度額としております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

c. 役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社において、役員の個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき、代表取締役社長西元丈夫氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各役員の基本報酬の額の決定としております。委任した理由は、当社全体の状況等を勘案しつつ役員個人の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、役員の個人別の報酬の内容の決定にあたっては、取締役会および監査役会において株主総会で決議された報酬の限度額の範囲内の報酬案であることを諮り、報酬案に対する社外役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は基本方針に沿うものであると判断しております。

ロ．取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	67百万円 (10百万円)	67百万円 (10百万円)	－ (－)	8名 (2名)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	27百万円 (13百万円)	27百万円 (13百万円)	－ (－)	4名 (3名)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	94百万円 (24百万円)	94百万円 (24百万円)	－ (－)	12名 (5名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第130回定時株主総会において月額2,500万円以内（うち社外取締役300万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第130回定時株主総会において月額500万円以内（うち社外監査役250万円以内）と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役水谷繁幸氏は、グローバルセキュリティエキスパート株式会社の社外取締役、日本コロイド株式会社の監査役であります。両社と当社との間には特別な関係はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役 に期待される役割 に関して行った職務の概要
社外取締役 内 田 雅 敏	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。弁護士としての法律に関する専門的な立場から助言等を行うなど、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
社外取締役 芳 永 克 彦	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。弁護士としての法律に関する専門的な立場から助言等を行うなど、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
社外監査役 幣 原 廣	監査役として、当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会15回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行なっております。
社外監査役 水 谷 繁 幸	監査役として、当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会15回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行なっております。
社外監査役 佐 野 新 吾	監査役として、2024年6月27日就任以降に開催された取締役会13回、監査役会11回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行なっております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人ハイビスカス

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

① 業務運営の基本方針

当社では、以下の経営理念および経営方針を経営の拠り所とする。

【経営理念】

わたしたちは新しい価値の創造を通じて社会に貢献します。

【経営方針】

イ. 「本業重視の経営」

金・プラチナ等のスクラップ原料の売買、精製・加工の他、ダイヤモンド等宝飾品の売買を行なう貴金属事業、中古工作機械業界ではトップクラスの地位を占める機械事業、アニメ、コミック、ゲーム等のキャラクター関連商品の企画・製作・販売を行なうコンテンツ事業を含めた本業に経営の重心を置き、収益性を重視した経営を目指してまいります。

ロ. 「株主重視の経営」

「常在戦場」の意識を徹底させ会社の活性化を図り、収益力の向上を目指します。

本業重視の経営を行ない配当可能利益を生み出す収益体質の確立を目指してまいります。

ハ. 「将来ビジョン」

将来は、当社の各事業部を分社化するとともに、M&Aにより買収する子会社を含めた全体を束ねるホールディングカンパニー制を目指しております。

迅速な意思決定と機動的な業務執行を図り、経営計画の達成を強力に推進いたします。

また、当社では、以下の「行動指針」を日ごろの業務運営の指針といたします。

【行動指針】

- (a) 既成概念を打破し意識の変革を図ろう
- (b) 情報を大切に迅速に行動しよう
- (c) 常にお客様の立場を考え誠実な対応を心がけよう
- (d) 常に効率性を考えコスト意識を持とう
- (e) 環境の保全・調和に努め豊かな社会にしよう

② 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は法令および定款を遵守し、コンプライアンスの推進に関しては役員・使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務執行にあたるよう研修等を通じて指導する。

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに総務部に情報が集約され、取締役会に対して報告がなされ適切に対応する。

また、当社は相談・通報体制を設け、役員および使用人が社内においてコンプライアンス違反行為が行なわれ、または行なわれようとしていることに気がついたときは、総務部長、常勤監査役に通報しなければならないと定める。

会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行なわない。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況について当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団等の反社会的勢力に対しては一切関係を持たず、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行なわない。

さらに、反社会的勢力に関する情報収集と、有事の対処能力向上を主目的として、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入している。

また、取引基本契約等の取引先との契約においても、反社会的勢力の排除に関する取り決めを行っております。

反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合は、顧問弁護士や警察等の関係機関と連携を図りつつ、総務部が統括部署となり対処するとともに、営業会議等においても、報告ならびに注意を促すことにしている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制としては、法的規制等については各事業部が対応し、個人情報保護法に関しては総務部が中心となって対応する。

さらに、各部門の責任者参加のもと定期的に労働安全衛生委員会を開催し、労働安全に取り組む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は重要な決定事項については、原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行なう。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においてはその目標に向け具体策を立案し実行する。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令・社内規程（重要文書管理規程）に基づき文書等の保存を行なう。

また、情報の管理については個人情報保護規程により対応する。

⑥ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいては、本基本方針「①業務運営の基本方針」に準じて業務遂行を行なう。

また、関係会社の経営に関しては、その自主性を尊重しつつ経営内容の定期的な報告と重要案件の事前協議を行なう。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行なう。

⑧ 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、役員、使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議のうえ、定期的または不定期に担当する部門のリスク管理体制について報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底する。

⑩ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

役員、使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

代表取締役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

なお、監査役は、当社の会計監査人からの会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行なうなど連携を図っていく。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス・リスク管理について

当社は、コンプライアンスの推進に関して相談・通報体制を設け、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。

② 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、経営内容の定期的な報告および重要案件の機関決定前に、当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

③ 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を15回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。

また、取締役会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換を行なうことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

④ 反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

(注) 本事業報告の記載数字は、金額および株数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	4,141,237	買 掛 金	417,379
売 掛 金	889,126	短 期 借 入 金	1,500,000
商 品 及 び 製 品	2,395,526	関係会社短期借入金	50,000
仕 掛 品	1,116,067	1年内返済予定の長期借入金	38,746
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,446,473	未 払 金	115,174
預 け 金	50,195	未 払 法 人 税 等	14,111
そ の 他	132,998	前 受 金	4,589,606
貸 倒 引 当 金	△45,076	契 約 負 債	5,772
流動資産合計	13,126,548	そ の 他	209,246
固 定 資 産		流動負債合計	6,940,037
有形固定資産		固 定 負 債	
建 物 及 び 構 築 物	252,510	長 期 借 入 金	1,177,532
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	61,021	金属鉱業等鉱害防止引当金	3,953
土 地	1,472,391	預 り 敷 金 保 証 金	1,475
そ の 他	48,015	資 産 除 去 債 務	219,400
建 設 仮 勘 定	972,284	そ の 他	1,290
有形固定資産合計	2,806,223	固定負債合計	1,403,650
無形固定資産		負 債 合 計	8,343,687
そ の 他	19,316	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産合計	19,316	株 主 資 本	
投資その他の資産		資 本 金	100,000
投 資 有 価 証 券	110,071	資 本 剰 余 金	6,148,926
出 資 金	158,089	利 益 剰 余 金	2,014,850
敷 金 及 び 保 証 金	148,429	自 己 株 式	△81,588
繰 延 税 金 資 産	147,462	株主資本合計	8,182,188
そ の 他	55,668	純 資 産 合 計	8,182,188
投 資 損 失 引 当 金	△45,933	負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,525,875
投資その他の資産合計	573,787		
固定資産合計	3,399,327		
資 産 合 計	16,525,875		

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		162,345,165
売 上 原 価		158,420,035
売 上 総 利 益		3,925,129
販売費及び一般管理費		2,507,337
営 業 利 益		1,417,791
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	981	
国 庫 補 助 金 収 入	8,593	
保 険 金 収 入	652	
債 務 免 除 益	10,517	
そ の 他	5,909	26,653
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,437	
休 山 管 理 費	121,264	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	45,933	
そ の 他	18,509	206,144
経 常 利 益		1,238,300
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	145	145
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,238,446
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,111	
法 人 税 等 調 整 額	5,613	19,725
当 期 純 利 益		1,218,720
親会社株主に帰属する当期純利益		1,218,720

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	3,815,450	買 掛 金	417,282
売 掛 金	889,126	短 期 借 入 金	1,500,000
商 品 及 び 製 品	2,258,775	関 係 会 社 短 期 借 入 金	50,000
仕 掛 品	1,116,067	1年内返済予定の長期借入金	38,746
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,446,473	未 払 金	101,665
前 払 費 用	52,546	未 払 費 用	13,454
預 け 金	50,195	未 払 法 人 税 等	12,574
そ の 他	75,644	前 受 金	4,590,956
貸 倒 引 当 金	△45,076	預 り 金	64,888
流動資産合計	12,659,203	契 約 負 債	5,772
固 定 資 産		そ の 他	118,541
有形固定資産		流動負債合計	6,913,881
建 物	114,695	固 定 負 債	
構 築 物	0	長 期 借 入 金	1,177,532
機 械 及 び 装 置	53,342	金属鉱業等鉱害防止引当金	3,953
車 両 運 搬 具	1,500	預 り 敷 金 保 証 金	15,499
土 地	1,138,115	資 産 除 去 債 務	219,400
そ の 他	47,531	そ の 他	1,290
建 設 仮 勘 定	972,284	固 定 負 債 合 計	1,417,674
有形固定資産合計	2,327,470	負債合計	8,331,556
無形固定資産		(純 資 産 の 部)	
施 設 利 用 権	3,655	株主資本	
ソ フ ト ウ ェ ア	6,385	資 本 金	100,000
そ の 他	1,600	資 本 剰 余 金	
無形固定資産合計	11,640	そ の 他 資 本 剰 余 金	6,148,926
投資その他の資産		資 本 剰 余 金 合 計	6,148,926
投 資 有 価 証 券	10,071	利 益 剰 余 金	
関 係 会 社 株 式	100,000	利 益 準 備 金	28,821
出 資 金	148,984	そ の 他 利 益 剰 余 金	
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,105,720	圧 縮 積 立 金	841
敷 金 及 び 保 証 金	146,289	特 別 償 却 積 立 金	7,944
繰 延 税 金 資 産	147,462	繰 越 利 益 剰 余 金	1,978,719
そ の 他	55,668	利 益 剰 余 金 合 計	2,016,326
投 資 損 失 引 当 金	△45,933	自 己 株 式	△81,588
貸 倒 引 当 金	△151,356	株 主 資 本 合 計	8,183,664
投資その他の資産合計	1,516,906	純資産合計	8,183,664
固定資産合計	3,856,017	負債・純資産合計	16,515,220
資 産 合 計	16,515,220		

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		161,570,583
売 上 原 価		157,866,285
売 上 総 利 益		3,704,298
販売費及び一般管理費		2,305,903
営 業 利 益		1,398,394
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,421	
国 庫 補 助 金 収 入	7,788	
保 険 金 収 入	652	
債 務 免 除 益	10,517	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,354	
そ の 他	4,536	44,270
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,437	
休 山 管 理 費	121,264	
投資損失引当金繰入額	45,933	
そ の 他	18,266	205,901
経 常 利 益		1,236,763
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	145	145
税 引 前 当 期 純 利 益		1,236,908
法人税、住民税及び事業税	12,574	
法 人 税 等 調 整 額	5,613	18,187
当 期 純 利 益		1,218,720

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

中外鉱業株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	阿 部 海 輔
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	森 崎 恆 平
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中外鉱業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中外鉱業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続でき

なくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月23日

中外鉱業株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	阿 部 海 輔
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	森 崎 恆 平
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中外鉱業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

中外鉱業株式会社 監査役会

常勤監査役 阿 部 守 ⑩

社外監査役 幣 原 廣 ⑩

社外監査役 水 谷 繁 幸 ⑩

社外監査役 佐 野 新 吾 ⑩

以 上

株主総会参考書類

(会社提案)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のため必要な内部留保を確保しつつ、適正な利益還元を継続して実施していくことを基本としております。

第133期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の経営環境、財務状況を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金1円
配当総額 288,209,128円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

(会社提案)

第2号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

当社の発行済株式総数は、2025年3月31日現在で289,747,982株となっており、他の東京証券取引所スタンダード市場上場会社と比較すると多い状態にあります。また、株価水準も2桁台であることから、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機的対象として株価の乱高下が生じやすい状況にあり、一般投資家の皆様への影響が小さくないものと認識しております。

このような状況をふまえ、発行済株式総数を削減して当社株式の投資単位を適切な水準に調整し、また、より柔軟な株主還元施策の実現を目的として、20株を1株に併合する株式併合を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

20株につき1株の比率をもって併合いたします。(2025年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数が基準となります。)

③効力発生日

2025年10月1日

④効力発生日における発行可能株式総数

57,945,000株

3. 1株未満の端数が生じる場合の処理

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(会社提案)

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

①発行可能株式総数の変更

株式併合による当社発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するものであります。なお、本定款変更は、本株式併合に係る議案の承認可決および本株式併合の効力発生を条件として、本株式併合の効力発生日（2025年10月1日）に効力が生じることとなります。

②単元未満株式の買増制度の新設

単元未満株式を所有する株主様の利便性向上のため、会社法第194条第1項に定める単元未満株式の買増制度を導入いたしたく、現行定款第10条を新設し、これに合わせて現行定款第9条の定めを一部変更するものであります。なお、本定款変更につきましても、2025年10月1日に効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>11億5千890万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5千794万5千株</u> とする。
(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元 未満株式について次の権利以外の権 利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求 をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当ておよび募集新株予約権の割当 てを受ける権利 (新 設)	(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元 未満株式について次の権利以外の権 利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求 をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当ておよび募集新株予約権の割当 てを受ける権利 4. <u>次条に定める請求をする権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(単元未満株式の売渡請求)
第10条～第38条 (条文省略)	<u>第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求（以下「売渡請求」という。）することができる。但し、当社が売り渡すべき単元未満株式の数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</u>
(新 設)	第11条～第39条（現行どおり） 附則 <u>第 6 条（発行可能株式総数）、第 9 条（単元未満株式についての権利）、第10条（単元未満株式の売渡請求）の変更は、2025年10月1日から実施する。なお、本附則は第 6 条、第 9 条、第10条の変更の効力発生後、削除されるものとする。</u>

(会社提案)

第4号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役芳永克彦氏は辞任により退任されますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された場合の取締役候補者の任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
くろ す かつ よし 黒 須 克 佳 (1972年10月6日生)	1999年4月 弁護士登録 2002年9月 留学のため登録取消 2004年7月 弁護士再登録 2006年1月 黒須法律事務所開設	-株

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

黒須克佳氏は、弁護士として企業法務に関する豊かな経験と幅広い知見を有しており、同氏の経験や見識に基づき独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行うことが期待できるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 黒須克佳氏は新任の取締役候補者であり、社外取締役候補者であります。
2. 候補者黒須克佳氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 黒須克佳氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 責任限定契約について
当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
黒須克佳氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。新任の候補者である黒須克佳氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれます。

(会社提案)

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人ハイビスカスは、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役会がUHY東京監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査法人ハイビスカスで当社の担当をしていた公認会計士等がUHY東京監査法人へ移籍し当社の担当を継続することおよび同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査活動の実施体制および監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	UHY東京監査法人		
事 務 所	主たる事務所 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 JR東急目黒ビル4階 その他事務所 名古屋		
沿 革	1984年4月 サンエー監査法人設立 2011年2月 UHY Internationalのメンバーファームとなる 2011年6月 名称をUHY東京監査法人に変更		
概 要	資本金	67,000千円	
	構成員	社員(代表社員含む)	11名
		職員	37名
		その他	4名
		合計	52名
	(2025年3月31日現在)		
海外提携先	UHY International 本部：イギリス（ロンドン）		

(株主提案)

第6号議案から第18号議案は、4名の株主様からのご提案によるものであります。

以下は、提案株主から提出された議案の内容および提案の理由等を記載しております。なお、株主提案書に記載の個人の氏名（役員および役員候補者ならびに公表されている氏名を除く）につきましては、個人情報保護の観点から伏字にしております。

第6号議案 全役員解任の件

1. 提案内容

中外鉱業株式会社代表取締役社長西元丈夫及び2024年6月27日木曜日、行われた中外鉱業株式会社株主総会に出席していた同社取締役及び監査役全員を解任する。

2. 提案の理由

2024年6月27日午前10時から、東京都港区新橋1丁目18番1号に所在する日本航空会館7階で行われた、第132回中外鉱業株式会社株主総会において、同社株主で、株主提案者でもある桂秀光が、中外鉱業株式会社代表取締役社長西元丈夫、外2名から受けた、刑法第204条規定の傷害の罪を犯している事件で、2024年10月1日、警視庁愛宕警察署は、中外鉱業株式会社代表取締役社長西元丈夫、外2名を傷害罪で書類送検した(担当は、愛宕警察署暴力団対策班**警部補)。このような傷害事件の加害者及び、傷害事件の現場に居合わせても、傷害事件を止めようとしなかった同社取締役及び監査役全員は、解任されるべきだ。尚、同事件の被害者である、同社株主、桂秀光は、事件後、東京消防庁により、都内の大学病院救急搬送され、治療を受けるに至った。同傷害事件は、『噂の真相』や『財界展望』などで大活躍した、ジャーナリストの山岡俊介編集長が発行する、アクセスジャーナルでも取り上げられた。

対象となる取締役および監査役の氏名：

1. 西元 丈夫
2. 佐々木 太志
3. 小原 淳史
4. 田中 義朗
5. 小林 寿嗣
6. 内田 雅敏
7. 芳永 克彦
8. 阿部 守
9. 幣原 廣
10. 水谷 繁幸

＜第6号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

本株主提案の提案理由に記載の内容は明白な事実誤認であり、当社の第132回定時株主総会において、桂秀光氏(以下、桂氏)に対し当社代表取締役西元丈夫及び他2名が傷害の罪を犯したという事実はございません。

なお、当該総会において傷害を受けたと主張する桂氏より、捜査機関に対し告訴状が提出されたものの、捜査の結果、不起訴処分(嫌疑なし)となりました。

また、当社取締役会は、当社の提案する取締役候補者の選任を含む現取締役体制および監査役体制が、あらゆるステークホルダーの利益保護およびガバナンスの観点から議論等を行うことにより、引き続き企業価値の向上に貢献していく体制として、最も適切かつ十分な体制であると考えております。

以上の理由から当社取締役会は、当社取締役及び監査役を解任する必要は皆無であると考えており本議案に反対いたします。

(株主提案)

第7号議案 剰余金の処分の件

1. 提案内容

2025年3月31日現在、中外鉱業株式会社の株主名簿に記録されている、同社株主に対して、1株につき4円の配当を2025年7月7日までに支払う。

2. 提案の理由

- ① 2024年4月1日から2025年3月31日までの会計年度で、中外鉱業株式会社は、1株につき4.1円以上の利益がある。
- ② 2022年、中外鉱業株式会社の代表取締役が、芳賀一利から西元丈夫に変更になったことにより、中外鉱業株式会社の役員報酬が大幅に上昇したのだから、それに応じた、配当金増額を行うべきだ。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金4円

配当総額 1,152,836,512円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

＜第7号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、利益配分につきましては将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施していくことを基本としております。

これを踏まえ、当社取締役会は当期の期末配当につきましては、2025年5月15日に「剰余金の配当に関するお知らせ」で公表しましたとおり、1株につき1円とすることを決議いたしました。当期は既に中間配当金として1株につき0円50銭をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき1円50銭となります。

これにより、前期と比べ1株につき1円の増配、中間配当を含めた配当性向は35.5%となります。

当社といたしましては、長期的な視点に立った事業の継続性の担保のためには、手元流動性資金ならびに自己資本の確保が肝要であると考えており、また、長期的・持続的成長のために引き続き成長投資の実行が必要であると考え、これを実施していく予定です。

これに対して、本株主提案議案が求める1株当たり4円の剰余金の配当額は1,152,836,512円、中間配当を合わせると配当総額 1,296,944,121円（配当性向106.4%）となり、当期純利益を超える過大な水準であり、長期的・持続的な成長を実現しつつ、適正かつ安定的に利益を還元していくという配当政策の基本方針に沿う施策ではありません。

短期的な利益還元の追求は事業計画や成長戦略が全く考慮されておらず、計画していた成長投資や人的資本投資をも配当原資にするものであり、成長戦略を阻害するもので、株主共同の利益に適うとは言い難いものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、提案の理由②に記載の役員の報酬額につきましては、2022年6月29日開催の第130回定時株主総会においてご承認をいただきましたとおり、あくまで役員の増員に備えるため報酬額の限度枠を改定（招集ご通知16頁参照）したものであり、役員報酬額（招集ご通知17頁参照）が大幅に上昇した事実はありません。

(株主提案)

第8号議案 中外鉱業株式会社が静岡県伊豆市に保有する持越金山の採掘再開準備の件

1. 提案内容

「中外鉱業株式会社が静岡県伊豆市に保有する持越金山の採掘再開準備を行う。」

2. 提案の理由

① 2025年4月30日水曜日本時間午前6時10分現在、米国の代表的金価格である、CGMainの値は、1トロイオンス＝31.1グラムあたり、3327.5米ドルであり、142.271円／米ドルで換算すると、 $(3327.5/31.1) \times 142.271 = 15222.08$ 円／グラムである。出口雄三理学博士：『持越金山の近況』日本鉱業会誌 No. 602 Page352-(1935年6月)に記載されたデータと、過去に中外鉱業が採掘した金鉱石の記録から、現在でも、持越金鉱山は、十分採算可能な状況である。

② 持越金山は、伊豆大島沖地震に伴って生じた残土流出事故のあった、1978年1月から現在まで、47年しか経過していないので、当時30歳だった、持越金鉱山で働いていた従業員は、まだ、70才代後半、その気になれば、操業当時の話を直接聴き、その経験を金鉱石採掘再開に活用することも可能であり、また、そういうことができる、最後の機会を最大限に活かすべきだ。

＜第8号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、鉱量減少、品位低下等、採算悪化を理由として、1972年に持越金山における鉱山事業を休止しており、現在においても、採鉱技術や事業再開にかかる再調査、設備等の膨大なコスト面の兼ね合いから、鉱山事業には採算性が見込めないと考えております。

また、鉱山事業は周辺地域での環境・公害問題のリスクを抱えることにも鑑み、当社は上記鉱山事業の再開は考えておりません。

なお、持越金山における金の鉱床については、2008年1月から5月にかけて、湯ヶ島鉱床の直下部に鉱床帯が延長して存在するかどうかを確認することを目的とした湯ヶ島鉱床下部探査ボーリング調査を行いました。調査の結果、直下部の延長は捉えられませんでした。

したがって、当社取締役会は、持越金山の採掘再開準備は行うべきではないと判断し、本議案に反対いたします。

(株主提案)

第9号議案 取締役1名選任の件

1. 提案内容

「桂 秀光(カツラ ヒデミツ)(1956年7月生まれ)を中外鉱業株式会社取締役に選任する。」

2. 提案の理由

桂 秀光株主は、米国企業の役員経験もあり、桂 秀光が培った能力、経験、人脈を活かして中外鉱業株式会社が静岡県伊豆市に保有する持越金山の有効活用を推進し、株主に高還元する中外鉱業を蘇らせることができる貴重な人材である。

3. 候補者の氏名、略歴等

氏名および所有する当社株式数

桂 秀光

(所有する当社株式数) 10,230株

略歴

東京農工大学大学院連合農学研究科環境資源共生科学専攻博士後期課程修了・博士(農学・東京農工大学)、東京水産大学(現在の東京海洋大学)大学院水産学研究科海洋生産学専攻修了・水産学修士(東京水産大学)、米国政府の招聘により交換訪問者として、サウスダコタ州立大学国際科学者訪問プログラムに参加。小田原少年院法務教官、東京都公立学校教員(都立大森高校教諭ほか)、プロテウスエアーサービスINC.(本社:米国カリフォルニア州サンタモニカ空港)役員、筑波大学附属坂戸高校化学担当講師、東京海洋大学博士研究員、マレーシア政府招聘・クアラルンプール大学工学部駐在外国人講師、インド・タミルナードゥ州・コインバトール工科大学(防衛工科大学)学位審査委員会招聘議長、インド・タミルナードゥ州立アンナ大学博士学位審査員、インド・タミルナードゥ州 コインバトール市・バラディアル大学博士学位審査員、国際機関・化学兵器禁止機関(OPCW)費用負担招聘講師等を歴任。

代表的な著書(国立国会図書館に蔵書あり)：

- ① KATSURA Hidemitsu “Accounts of variations of stable isotope ratios on the earth”, LAMBERT Academic Publishing, Saarbrucken, Germany(2013)；
- ② KATSURA Hidemitsu: “Accounts of Biological Functions for Accumulation of Radioisotopes in Fishes”, Book Publisher International, India & U.K. (2021)；。

代表的な研究業績：

- ① KATSURA Hidemitsu: The effect of latitude on carbon,nitrogen and oxygen stable isotope ratios in foliage and in nitric-oxide ions of aerosols. International Journal of Environmental Research, Vol. 6, No. 4 (2012), Pages:825-836. ; ② KATSURA Hidemitsu: Accumulation of a specific nuclide by Female Common skete (Feminam Okamejei kenojei spp.). Asian Journal of Chemistry, Vol. 25, No. 13 (2013), Pages:7613-7616. ; ③ KATSURA Hidemitsu: Some fish species in offshore Fukushima, Japan to accumulate a specific nuclide (radio isotope), International Journal of Physical Sciences, Vol. 11 (22), pp. 287-295, November 2016;.

(会社注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者は、現在当社の取締役ではありません。

3. 上記略歴等につきましては、株主提案書に記載の原文どおり記載しております。

<第9号議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社の提案する取締役候補者を含む当社各取締役が、今後の持続的な企業価値向上のための経営諸課題を解決するのに十分な能力を有しており、また、当社が提案する取締役候補者の選任を含む現取締役体制が、あらゆるステークホルダーの利益保護およびガバナンスの観点から議論等を行うことにより、引き続き企業価値の向上に貢献していく体制として、最も適切、かつ十分な体制であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(株主提案)

第10号議案 取締役1名選任の件

1. 提案内容

「山岸 宏(ヤマギシ ヒロシ)(1962年10月生まれ)を中外鉱業株式会社取締役を選任する。」

2. 提案の理由

山岸 宏株主は、公立高校の歴史の教諭として長年携わり、貴金属の超長期な価値の変遷を研究してきたことから、中外鉱業株式会社を超長期的視点で発展させることができる貴重な人材である。

3. 候補者の氏名、略歴等

氏名および所有する当社株式数

山岸 宏

(所有する当社株式数) 105,200株

略歴

早稲田大学教育学部卒、放送大学大学院修士課程修了。埼玉県公立学校教員(埼玉県立上尾橘高校教諭。東京都公立学校教員(都立大森高校教諭、東京都立深大高校教諭ほか)などを歴任。

- (会社注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者は、現在当社の取締役ではありません。
3. 上記略歴につきましては、株主提案書に記載の原文どおり記載しております。

＜第10号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社の提案する取締役候補者を含む当社各取締役が、今後の持続的な企業価値向上のための経営諸課題を解決するのに十分な能力を有しており、また、当社が提案する取締役候補者の選任を含む現取締役体制が、あらゆるステークホルダーの利益保護およびガバナンスの観点から議論等を行うことにより、引き続き企業価値の向上に貢献していく体制として、最も適切、かつ十分な体制であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(株主提案)

第11号議案 監査役1名選任の件

1. 提案内容

「小林 節(コバヤシ セツ)(1949年3月生まれ)を中外鉱業株式会社監査役に選任する。」

2. 提案の理由

2023年6月の中外鉱業の株主総会で、株主の桂秀光が、『持越金鉱山の再開を中外鉱業がやりたくないのであれば、桂秀光に同鉱山を売却しないか？ いくらなら持越金鉱山を売却するか？』と西元丈夫代表取締役役に尋ねたが、その際、法的根拠なしに、『経済産業省が、持越金鉱山の売却を許さない。』と西元丈夫代表取締役役は回答した。小林 節は、専門の憲法だけでなく、鉱業法にも精通しており、持越金鉱山売却問題は、鉱業法第51条の2項が関係すると適格なアドバイスができる、中外鉱業の役員として最適任の人材である。また、通貨や有価証券と同等の金塊の売買にあたり、消費税が課税されるという、先進諸外国では考えられない、日本の国力低下を招く、日本の不平等税制の変革を憲法の専門家として、金地金業界の発展に貢献できる貴重な人材である。

3. 候補者の氏名、略歴等

氏名および所有する当社株式数

小林 節

(所有する当社株式数) 一株

略歴

弁護士。慶應義塾大学法学部卒、法学博士(慶應義塾大学)、名誉博士(モンゴル、オトゥゴンテンゲル大学)、慶應義塾大学教授、日本財団理事、北京大学招聘教授、米・ハーバード大研究員などを歴任。現在、慶應義塾大学名誉教授、公益財団法人松下幸之助祈念志財団評議員、医療法人社団寿会代表監事、公益財団法人小原小梅奨学財団理事等兼務。

- (会社注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者は、現在当社の監査役ではありません。
3. 上記略歴につきましては、株主提案書に記載の原文どおり記載しております。

＜第11号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社における監査役の選任の方針等につきましては、会社の健全性と信頼を向上させる監査の実施のために必要な知識・能力・経験・適性を評価して監査役会の同意を得たうえで取締役会が指名しております。そして、当社取締役会は、現監査役体制が、あらゆるステークホルダーの利益保護およびガバナンスの観点から議論等を行うことにより、引き続き企業価値の向上に貢献していく体制として、最も適切、かつ十分な体制であると考えております。

また、本議案の候補者である小林節氏より、株主提案・第6号議案の前提となる事実認識が異なる旨を株主提案者である桂氏に明確に伝えたにも拘わらず、無視されたことを理由として、当社の監査役候補者になることを撤回する旨の2025年5月6日付書面を受領しております。

以上より、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、当社定款第27条により監査役の員数は4名以内と定められており、現在すでに4名が任期中であります。したがって、本株主提案は、第6号議案の採決の結果、監査役の定員枠に余剰が生じた場合にのみ適法な議案となります。

(株主提案)

第12号議案 取締役1名選任の件

1. 提案内容

「永岩 裕(ナガイワ ユウ)(1948年11月生まれ)を中外鉱業株式会社取締役を選任する。」

2. 提案の理由

永岩裕は、語学力に優れ、英語はもとより、東南アジア及び南アジアの言語、たとえば、インドネシア語(マレー語)、タガログ語、タイ語、ネパール語などにも精通している、国際的に活躍してきた営業マンである。従って、中外鉱業の訪日外国人対応及び国際対応の向上のためには、必要不可欠な人材である。

3. 候補者の氏名、略歴等

氏名および所有する当社株式数

永岩 裕

(所有する当社株式数) 500株

略歴

明治学院高校卒、明治学院大学経済学部商学科卒。株式会社松屋、当時北米最大のコンテナ船社・シーランドサービス日本支社にて営業代表などに従事。在インドネシア、ジャカルタにて世界最大のワールドワイドクーリエサービスであった DHL 社現地法人ベロティカ社主要日系企業担当営業本部長を歴任。帰国後 現在は、CTIEE(CENTER FOR Tokyo International Exchange and Education = 東京国際交流教育センター)代表として訪日外国人旅行のサポートを行っている。

(会社注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者は、現在当社の取締役ではありません。

3. 上記略歴につきましては、株主提案書に記載の原文どおり記載しております。

＜第12号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社の提案する取締役候補者を含む当社各取締役が、今後の持続的な企業価値向上のための経営諸課題を解決するのに十分な能力を有しており、また、当社が提案する取締役候補者の選任を含む現取締役体制が、あらゆるステークホルダーの利益保護およびガバナンスの観点から議論等を行うことにより、引き続き企業価値の向上に貢献していく体制として、最も適切、かつ十分な体制であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(株主提案)

第13号議案 取締役1名選任の件

1. 提案内容

「NAGAIWA MUGIRAHAYU(ナガイワ ムギラーユ)(1967年10月生まれ)を
中外鉱業株式会社取締役に選任する。」

2. 提案の理由

東南アジア最大の人口3億人弱を持つインドネシア出身のNAGAIWA MUGIRAHAYUは、インドネシアでのビジネス経験が豊富で、中外鉱業が今後、東南アジア最大の経済規模を誇り、産金国家でもあるインドネシアに進出するにあたり、貴重な人材である。

3. 候補者の氏名、略歴等

氏名および所有する当社株式数

NAGAIWA MUGIRAHAYU

(所有する当社株式数) 500株

略歴

インドネシア国立スマラン師範学校卒、IMKA スマランコンピューター専門学校卒、ASMI経営大学卒。インドネシア共和国中部ジャワ小学校教諭、同国スマラン市・五洋建設総務担当、同国ジャカルタ市・BDNIコマーシャル銀行カスタマーサービス担当、同国ジャカルタ市・AIG保険インドネシア・ファイナンシャルアドバイザー、CTIEE・東京国際交流教育センター副代表を歴任。

(会社注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者は、現在当社の取締役ではありません。

3. 上記略歴につきましては、株主提案書に記載の原文どおり記載しております。

＜第13号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社の提案する取締役候補者を含む当社各取締役が、今後の持続的な企業価値向上のための経営諸課題を解決するのに十分な能力を有しており、また、当社が提案する取締役候補者の選任を含む現取締役体制が、あらゆるステークホルダーの利益保護およびガバナンスの観点から議論等を行うことにより、引き続き企業価値の向上に貢献していく体制として、最も適切、かつ十分な体制であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(株主提案)

第14号議案 監査役1名選任の件

1. 提案内容

「棚田正雄(たなだ まさお)(1943年6月生まれ)を中外鉱業株式会社監査役に選任する。」

2. 提案の理由

棚田正雄は、明治以降の近代日本の礎を築いてきた、明治学院において、経理、宗教、及び、教務の分野で長年に渡り、責任ある業務を担当してきた。このような経験は、中外鉱業の経理処理の蓋然性を向上させるため非常に有益である。

3. 候補者の氏名、略歴等

氏名および所有する当社株式数

棚田 正雄

(所有する当社株式数) 10,000株

略歴

攻玉社高等学校卒、明治学院大学文学部卒。学校法人明治学院に勤務し、経理部経理課、教務部教務課、及び、宗教部などで、室長及び主査などとして活躍する傍ら、キリスト教の布教活動を推進。

- (会社注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者は、現在当社の監査役ではありません。
3. 上記略歴につきましては、株主提案書に記載の原文どおり記載しております。

＜第14号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社における監査役の選任の方針等につきましては、会社の健全性と信頼を向上させる監査の実施のために必要な知識・能力・経験・適性を評価して監査役会の同意を得たうえで取締役会が指名しております。そして、当社取締役会は、現監査役体制が、あらゆるステークホルダーの利益保護およびガバナンスの観点から議論等を行うことにより、引き続き企業価値の向上に貢献していく体制として、最も適切、かつ十分な体制であると考えております。

以上より、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、当社定款第27条により監査役の員数は4名以内と定められており、現在すでに4名が任期中であります。

したがって、本株主提案は、第6号議案の採決の結果、監査役の定員枠に余剰が生じた場合にのみ適法な議案となります。

(株主提案)

第15号議案 取締役1名選任の件

1. 提案内容

「水間 浩志(みずま ひろし)(1962年7月生まれ)を中外鉱業株式会社取締役に選任する。」

2. 提案の理由

大都魚類株式会社は、2020年6月、東京証券取引所第二部での上場が廃止になった。この上場廃止の経験を同社の幹部社員として経験している水間浩志の貴重な経験は、中外鉱業が、上場廃止の危機に直面しないように、監査を推進する原動力となる。

3. 候補者の氏名、略歴等

氏名および所有する当社株式数

水間 浩志

(所有する当社株式数) 一株

略歴

愛媛県立宇和島水産高卒、鹿児島大水産学部卒。大都魚類株式会社社員、株式会社水産研究所代表取締役を歴任。

- (会社注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者は、現在当社の取締役ではありません。
3. 上記略歴につきましては、株主提案書に記載の原文どおり記載しております。

＜第15号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社の提案する取締役候補者を含む当社各取締役が、今後の持続的な企業価値向上のための経営諸課題を解決するのに十分な能力を有しており、また、当社が提案する取締役候補者の選任を含む現取締役体制が、あらゆるステークホルダーの利益保護およびガバナンスの観点から議論等を行うことにより、引き続き企業価値の向上に貢献していく体制として、最も適切、かつ十分な体制であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(株主提案)

第16号議案 取締役1名選任の件

1. 提案内容

「吉原 正人(よしはら まさと)(1950年10月生まれ)を中外鉱業株式会社取締役に選任する。」

2. 提案の理由

吉原正人は、日本を代表する野生鳥獣の専門家であり、中外鉱業が、金鉱山再開をする際の野生鳥獣に与える影響を考察する際、科学的知見を教えてください。貴重な人材である。

3. 候補者の氏名、略歴等

氏名および所有する当社株式数

吉原 正人

(所有する当社株式数) 一株

略歴

信州大農学部畜産学科卒、岐阜大大学院農学研究科修士課程修了(農学修士)、東京農工大連合大学院農学研究科修了(農学博士)。

東京都建設局(上野・多摩・井の頭動物園)動物飼育管理員、東京都畜産試験場(旧称)東京都小笠原亜熱帯農業センター 試験研究員、東京都環境局自然環境部 野生鳥獣保護管理員、東京動物園協会・多摩動物公園 動物相談員、東京都環境局多摩環境事務所 鳥獣保護管理推進員、学校法人東京動物専門学校 非常勤講師、昭島市職員 昭和公園小動物園管理員などを歴任。

(会社注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者は、現在当社の取締役ではありません。

3. 上記略歴につきましては、株主提案書に記載の原文どおり記載しております。

＜第16号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社の提案する取締役候補者を含む当社各取締役が、今後の持続的な企業価値向上のための経営諸課題を解決するのに十分な能力を有しており、また、当社が提案する取締役候補者の選任を含む現取締役体制が、あらゆるステークホルダーの利益保護およびガバナンスの観点から議論等を行うことにより、引き続き企業価値の向上に貢献していく体制として、最も適切、かつ十分な体制であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(株主提案)

第17号議案 取締役1名選任の件

1. 提案内容

「相原りんこ、こと、大泉倫子(おおいずみ ともこ)(1960年11月生まれ)を中外鉱業株式会社取締役を選任する。」

2. 提案の理由

大泉倫子は、女性差別や保育問題について造形が深く、中外鉱業の労務分野について、活躍が期待できる。

3. 候補者の氏名、略歴等

氏名および所有する当社株式数

大泉 倫子

(所有する当社株式数) 一株

略歴

北鎌倉学園高卒, 國士舘大学文学部中退。(株)プロダクトデザインや(株)ソーラーシステム研究所で太陽光発電に関わった後、EVER MARINE 主宰(取材・撮影・執筆・編集・広告企画制作)、社民党神奈川県連女性政策委員長、参議院議員選挙神奈川選挙区候補、藤沢市長選挙候補などを歴任。現在、HEART CLINIC主宰(女性の為のカウンセリングルーム&シェルター)離婚、シングルマザー、ステップファミリー問題、幼保一元化問題に主に関わる。

著書:

相原倫子著:「渋谷区保育のあゆみ」渋谷区(1992年)、相原倫子・他著:「僕たちには愛される権利がある」NPO法人シングルマザーズフォーラム 1997年。

- (会社注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者は、現在当社の取締役ではありません。
3. 上記略歴につきましては、株主提案書に記載の原文どおり記載しております。

＜第17号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社の提案する取締役候補者を含む当社各取締役が、今後の持続的な企業価値向上のための経営諸課題を解決するのに十分な能力を有しており、また、当社が提案する取締役候補者の選任を含む現取締役体制が、あらゆるステークホルダーの利益保護およびガバナンスの観点から議論等を行うことにより、引き続き企業価値の向上に貢献していく体制として、最も適切、かつ十分な体制であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(株主提案)

第18号議案 取締役1名選任の件

1. 提案内容

「尾崎博通(おざき ひろみち)(1950年1月生まれ)を中外鉱業株式会社取締役を選任する。」

2. 提案の理由

尾崎博通(おざき ひろみち)は、日本国内外の医療施設及び製造工場の経営に造詣が深く、英語の外、タイ語が得意であり、中外鉱業の発展に貢献する貴重な人材である。

3. 候補者の氏名、略歴等

氏名および所有する当社株式数

尾崎 博通

(所有する当社株式数) 一株

略歴

高千穂商科大学(現:高千穂大学)経営学部卒。システム総合開発研究所で病院経営コンサルタントとしてトヨタ記念病院、静岡赤十字病院等の改革に取り組んだ後、JICA/ODAの医療専門家として、スーダン、エジプトの医療再活性化プロジェクトのミッションを遂行。その後、タイ王国に所在する日系企業、SDK Thailand)Co.,Ltd. 工場長、FLEX THAIYO CO.,LTD:Managing Directorを歴任。また、タイ王国に進出する、日系企業の工場誘致コンサルタントとして活躍。

(会社注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者は、現在当社の取締役ではありません。

3. 上記略歴につきましては、株主提案書に記載の原文どおり記載しております。

＜第18号議案に対する取締役会の意見＞

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社の提案する取締役候補者を含む当社各取締役が、今後の持続的な企業価値向上のための経営諸課題を解決するのに十分な能力を有しており、また、当社が提案する取締役候補者の選任を含む現取締役体制が、あらゆるステークホルダーの利益保護およびガバナンスの観点から議論等を行うことにより、引き続き企業価値の向上に貢献していく体制として、最も適切、かつ十分な体制であると考えております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区内幸町一丁目3番1号 幸ビルディング

TKP新橋カンファレンスセンター ホール12E (12階)

※昨年と違う会場となっておりますのでご注意ください。



交通 都営三田線 内幸町駅

JR山手線 新橋駅

東京メトロ日比谷線 霞ヶ関駅

東京メトロ丸ノ内線 霞ヶ関駅 C4出口より

東京メトロ千代田線 霞ヶ関駅

目土地内幸町ビル口より 徒歩約1分

目比谷口より

徒歩約 7 分

徒歩約 8 分